

入札及び契約に係る苦情申立手続要領

(最終改正 令和4年(2022年)3月28日 3契検第105号)

(趣旨)

第1 この要領は、県の契約の締結過程等に関する苦情の申立手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 事業課 事業を所管する本庁の課をいう
- (2) 事業課長 事業課の課長をいう
- (3) 発注機関 事業を発注する現地機関及び事業課をいう
- (4) 発注機関の長 事業を発注する現地機関の長及び事業課長をいう
- (5) 主務部局長 事業を所管する部(局)長をいう

(対象となる契約)

第3 この要領の対象となる契約は、長野県の契約に関する条例(平成26年長野県条例第17号)第2条の契約のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものを除く。

- (1) 一般競争入札によるもの(第2号を除く。)
- (2) 受注希望型競争入札によるもの(建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領及び建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札実施要領の規定による入札をいう。)
- (3) 指名競争入札によるもの
- (4) 公募型見積合わせ(随意契約)によるもの
- (5) 公募型プロポーザル方式(随意契約)によるもの
- (6) 第4号及び第5号以外の随意契約によるもの(長野県財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第136条各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額以上のものに限る。)

(苦情申立て)

第4 県の契約の締結過程等において苦情がある者は、第5及び第6に定めるところにより、発注機関の長に、苦情の申立て(以下「苦情申立て」という。)をすることができる。

(苦情申立てができる者及び範囲)

第5 苦情申立てができる者及び範囲は、別表の「2 契約等の区分」に従い、それぞれ「3 苦情申立てができる者」及び「4 苦情申立てができる範囲」のとおりとする。

(苦情申立期間等)

第6 苦情申立てができる期間(以下「苦情申立期間」という。)は、別表の「2 契約等の区分」に従い、「5 苦情申立期間の起算日」に定める日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。))を含まない。)以内とする。

2 苦情申立ては、第5に定める範囲の苦情について、苦情申立書(様式第1号)を発注機関の長に持参又は郵送で提出して行うものとする。

3 前項に規定する苦情申立書を郵送で提出した場合における苦情申立期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

(苦情申立てへの回答)

第7 発注機関の長は、第6第2項に規定する苦情申立書の提出を受けたときは、提出を受けた日

の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、苦情申立回答書（様式第2号）により、苦情申立書を提出した者（以下「苦情申立者」という。）に回答するものとする。ただし、苦情申立件数が多数に及ぶ等やむを得ない理由があるときは、回答期間を延長することができる。この場合において、発注機関の長は、苦情申立者に遅滞なく、延長後の期間を書面により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注機関の長は、第6第2項に規定する提出を受けた苦情申立書の苦情の内容が、別表の「1 項目」の「落札決定」又は「入札等の中止」に係るものであるときは、苦情申立書の提出を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、苦情申立回答書により、苦情申立者に回答するものとする。

3 前2項の苦情申立回答書は、一般書留又は簡易書留の方法により郵送するものとし、同項に規定する期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

4 発注機関の長（本庁の課長等を除く。）は、第1項又は第2項により回答したときは、速やかに、苦情申立書及び苦情申立回答書の写しを主務部局長に送付するものとする。

（苦情申立ての却下）

第8 発注機関の長は、苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、第6第2項に規定する苦情申立書の提出を受けた日の翌日から起算して10日（第7第2項の場合にあっては、7日。いずれも休日を含まない。）以内に、苦情申立てを却下することができる。

2 前項の却下は、苦情申立却下通知書（様式第3号）により、苦情申立者に通知するものとする。

3 前項の苦情申立却下通知書は、一般書留又は簡易書留の方法により郵送するものとし、第1項に規定する期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

4 発注機関の長（本庁の課長等を除く。）は、第2項により通知したときは、速やかに、苦情申立書及び苦情申立却下通知書の写しを主務部局長に送付するものとする。

（苦情申立ての教示）

第9 発注機関の長は、別表の「2 契約等の区分」に従い、「6 教示の方法」に定めるところにより、苦情申立てができる旨を教示するものとする。

（苦情申立書等の公表）

第10 発注機関の長は、第7第1項若しくは第2項により回答したとき又は第8第2項により通知をしたときは、速やかに、苦情申立書に加え、苦情申立回答書又は苦情申立却下通知書を閲覧の方法により公表するものとする。

2 前項の公表の期間は、公表を開始した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

（再苦情申立て）

第11 第7第1項又は第2項に規定する苦情申立回答書による回答を受けた者は、第12及び第13に定めるところにより、知事に、再び苦情の申立て（以下「再苦情申立て」という。）をすることができる。ただし、別表の「1 項目」の「提案書採用」に係る苦情申立てにあっては、再苦情申立てをすることができない。

（再苦情申立てができる者及び範囲）

第12 再苦情申立てができる者は、第7第1項又は第2項に規定する苦情申立回答書による回答を受けた苦情申立者（別表の「1 項目」の「提案書採用」に係るものを除く。）とし、再苦情申立てができる範囲は、当該苦情申立回答書の回答内容の範囲とする。

（再苦情申立期間等）

第13 再苦情申立てができる期間（以下「再苦情申立期間」という。）は、第7第1項又は第2項に規定する苦情申立回答書による回答を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）

以内とする。

- 2 再苦情申立ては、第12に定める範囲の苦情について、再苦情申立書（様式第4号）を知事に持参又は郵送で提出して行うものとする。
- 3 前項に規定する再苦情申立書を郵送で提出した場合における再苦情申立期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

（審議会への諮問）

第14 知事は、第13第2項に規定する再苦情申立書の提出を受けたときは、速やかに、長野県契約審議会（以下「審議会」という。）に、再苦情について諮問するものとする。

- 2 審議会は、前項により知事から諮問を受けたときは、諮問を受けた日の翌日から起算して次の各号に掲げる期間以内に知事に答申するものとする。

(1) 建設工事の請負又は森林整備業務の請負
若しくは委託（以下「建設工事等」という。）並びに建設工事等に係る測量、調査及び設計等の業務の委託に係る契約

おおむね50日（休日を含まない。）

(2) 前号以外の契約

おおむね90日（休日を含まない。）

（再苦情申立てへの回答）

第15 知事は、第14第2項による審議会の答申を受けたときは、答申を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、審議結果を踏まえ、再苦情申立回答書（様式第5号）により、再苦情申立書を提出した者（以下「再苦情申立者」という。）に回答するものとする。

- 2 知事は、前項の回答において、再苦情申立てを認めないときは申立てが認められないと判断した理由を示してその旨を、申立てを認めるときは申立てを認める旨及びこれに伴い発注機関の長等が講じようとする措置の概要を、再苦情申立者に対し回答するものとする。
- 3 第1項の再苦情申立回答書は、一般書留又は簡易書留の方法により郵送するものとし、同項に規定する期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。
- 4 知事は、第1項により回答したときは、速やかに、回答の内容を発注機関の長に通知するものとする。この場合において、当該通知には、再苦情申立書の写し、審議会の答申の写し及び再苦情申立回答書の写しを添えるものとする。

（再苦情申立ての却下）

第16 知事は、再苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、第13第2項に規定する再苦情申立書の提出を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立てを却下することができる。この場合においては、第14による審議会への諮問は行わないものとする。

- 2 前項の却下は、再苦情申立却下通知書（様式第6号）により、再苦情申立者に通知するものとする。
- 3 前項の再苦情申立却下通知書は、一般書留又は簡易書留の方法により郵送するものとし、第1項に規定する期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。
- 4 知事は、第2項により通知したときは、速やかに、再苦情申立書の写し及び再苦情申立却下通知書の写しを発注機関の長に送付するものとする。

（再苦情申立ての教示）

第17 発注機関の長は、第7第1項又は第2項による苦情申立回答書に、第11に定めるところにより、知事に再苦情申立てができる旨（別表の「1 項目」の「提案書採用」に係るものにあつては、できない旨）を教示するものとする。

(再苦情申立書等の公表)

第18 知事は、第15第1項により回答したとき又は第16第2項により通知したときは、速やかに、再苦情申立書に加え、再苦情申立回答書又は再苦情申立却下通知書を閲覧の方法により公表するものとする。

2 発注機関の長は、第15第4項による通知又は第16第4項による送付があったときは、速やかに、再苦情申立書の写しに加え、再苦情申立回答書の写し又は再苦情申立却下通知書の写しを閲覧の方法により公表するものとする。

3 前2項の公表の期間は、第1項により知事が公表を開始した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

(入札等手続の執行)

第19 苦情申立ては、入札等の執行を妨げないものとする。ただし、別表の「1 項目」の「入札等の中止」及び「低入札価格調査」に係る苦情申立てについては、第7による回答又は第8による却下の通知をするまでの期間は入札等の執行を中断するものとする。

2 再苦情申立ては、入札等の執行を妨げないものとする。

附 則

この要領は、平成28年3月31日から施行し、一般競争入札並びに公募型見積合わせ及び公募型プロポーザル方式による随意契約については、平成28年4月1日の入札又は募集の公告案件から、指名競争入札及び公募型以外の随意契約（公募型見積合わせ及び公募型プロポーザル方式以外の随意契約）については、平成28年4月1日の指名又は見積依頼の通知案件から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、第3第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる契約については施行日以降の入札及び募集の公告案件から、同第3号及び第6号に掲げる契約については施行日以降の指名及び見積依頼の通知案件から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

苦情申立てができる者及び範囲、苦情申立期間の起算日並びに苦情申立ての教示(要領第5、第6及び第9)

区 分		要領 第5 (苦情申立てができる者及び範囲)		要領 第6 (苦情申立期間)	要領 第9 (苦情申立ての教示)
1 項目	2 契約等の区分	3 苦情申立てができる者	4 苦情申立てができる範囲	5 苦情申立期間の起算日	6 教示の方法
入札等の参加の可否	・一般競争入札	当該入札に参加を申し込んだ者で、入札参加資格等の確認資料を受理された者	当該入札に係る入札参加資格要件を満たさないと認められた理由	当該入札参加資格要件を満たさない旨の通知を受けた日の翌日	当該入札参加資格要件を満たさない旨の通知に、3～5に従い苦情申立てができることを教示
	・受注希望型競争入札	当該入札で落札候補者となり、入札参加資格要件審査書類を受理された者	当該入札に係る入札参加資格要件を満たさないと認められた理由	当該入札参加資格要件を満たさない旨の通知を受けた日の翌日	当該入札参加資格要件を満たさない旨の通知に、3～5に従い苦情申立てができることを教示
	・指名競争入札	当該入札に係る業務に入札参加資格を有する者	当該入札に指名されなかった理由	当該入札に係る工事(業務)名の公表を行った日の翌日	当該指名業者名を公表した書面に、3～5に従い苦情申立てができることを教示
	・公募型見積合わせ	当該契約で見積書の提出前に、資格要件の確認資料の提出を求められる場合において、当該確認資料を受理された者	当該見積書の提出者の資格要件を満たさないと認められた理由	当該見積書の提出者の資格要件を満たさない旨の通知を受けた日の翌日	当該見積書の提出者の資格要件を満たさない旨の通知に、3～5に従い苦情申立てができることを教示
	・公募型プロポーザル方式	当該契約に係る参加表明書を受理された者	当該契約の提案書の提出者として該当しないと認められた理由	当該提案書の提出者として該当しない旨の通知を受けた日の翌日	当該提案書の提出者として該当しない旨の通知に、3～5に従い苦情申立てができることを教示
	・公募型以外の随意契約 (公募型見積合わせ及び公募型プロポーザル方式以外の随意契約)	当該契約に係る業務に入札参加資格を有する者	当該契約の見積書の徴取の相手方として選定されなかった理由	当該見積書の徴取の相手方を公表した日の翌日	当該見積書の徴取の相手方を公表した書面に、3～5に従い苦情申立てができることを教示
落札決定	・一般競争入札 ・受注希望型競争入札 ・指名競争入札	当該入札を総合評価落札方式により行う場合において、「価格以外の評価点申請書」を受理された者	当該総合評価落札方式に係る価格以外の評価の理由	当該価格以外の評価を公表した日の翌日	当該価格以外の評価を公表した書面に、3～5に従い苦情申立てができることを教示
提案書採用	・公募型プロポーザル方式	当該契約に係る提案書を受理された者	当該提案書が採用されなかった理由	当該提案書が採用されなかった旨の通知を受けた日の翌日	当該提案書が採用されなかった旨の通知に、3～5に従い苦情申立てができることを教示
入札等の中止	・競争入札 (一般、受注希望型、指名) ・随意契約 (公募型見積合わせ、公募型プロポーザル方式、公募型以外の随意契約)	当該入札又は契約の執行が、自らの責によらない事由により中止になった場合において次の(1)又は(2)の者 (1) 入札 落札候補者又は落札者となった者 (2) 入札以外 見積書又は提案書が採用となった者	当該入札又は契約の執行の中止の理由	当該入札又は契約の執行の中止を公表した日の翌日	当該入札又は契約の執行の中止を公表した書面に、3～5に従い苦情申立てができることを教示
低入札価格調査	・競争入札 (一般、受注希望型、指名)	当該入札に係る低入札価格調査(失格基準価格調査を除く。)の対象となった者	当該入札における入札価格では契約の内容に適合した履行がされないと認められた理由	当該落札者としな い旨の通知を受けた日の翌日	当該落札者としな い旨の通知に、3～5に従い 苦情申立てができることを 教示

(様式第1号)

苦 情 申 立 書

令和 年 月 日

発注機関の長 様

1 苦情申立者の住所氏名

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇〇

代表者名 〇〇〇〇〇

2 苦情申立ての対象となる業務（工事）名・箇所名

業務（工事）名 〇〇〇〇〇

業務（工事）箇所名 〇〇〇〇〇

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

(様式第2号)

令和 年 (年) 月 日
番 号

〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇〇〇〇会社
代表者 〇〇〇〇〇 様

発注機関の長 印

苦情申立回答書

令和 年 月 日付けで苦情申立てがあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 苦情申立ての対象とされた業務（工事）名・箇所名

業務（工事）名 〇〇〇〇〇
業務（工事）箇所名 〇〇〇〇〇

2 回答内容

この回答書を受けた者は、知事に対して、この回答書を受けた日の翌日から起算して10日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの日を含まない。）以内に、この回答書の回答内容について、再苦情申立書（別紙様式）により、再苦情の申立てを行うことができます。

ただし、公募型プロポーザル方式において提案書が採用されなかった理由に係る苦情申立てに対する回答については、再苦情の申立てを行うことができません。

なお、再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではありません。


【再苦情申立書提出場所】

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
県庁内 主管部 主管課 〇〇係
TEL 026-〇〇〇-〇〇〇〇 内線 〇〇〇〇

(様式第3号)

令和 年 (番 号
年) 月 日

〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇〇〇〇会社
代表者 〇〇〇〇〇 様

発注機関の長 

却 下 通 知 書

令和 年 月 日付けで苦情申立てがあった件について、下記のとおり却下します。

記

- 1 苦情申立ての対象とされた業務（工事）名・箇所名
業務（工事）名
業務（工事）箇所名
- 2 却下理由

(様式第4号)

再 苦 情 申 立 書

令和 年 月 日

長野県知事 様

1 苦情申立者の住所氏名

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇〇

代表者名 〇〇〇〇〇

2 苦情申立ての対象となる業務（工事）名・箇所名

業務（工事）名 〇〇〇〇〇

業務（工事）箇所名 〇〇〇〇〇

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

(様式第5号)

令和 年 (番 号) 月 日

〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇〇〇〇〇会社
代表者 〇〇〇〇〇 様

長野県知事 印

再 苦 情 申 立 回 答 書

令和 年 月 日付けで再苦情申立てがあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 苦情申立ての対象とされた業務（工事）名・箇所名

業務（工事）名 〇〇〇〇〇

業務（工事）箇所名 〇〇〇〇〇

2 回答内容

※ 申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは、申立てが認められた旨及びこれに伴い発注機関の長等が講じようとする措置の概要を具体的に記載する。

(様式第6号)

令和 年 (番 号
年) 月 日

〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇〇〇〇会社
代表者 〇〇〇〇〇 様

長野県知事 印

再 苦 情 申 立 却 下 通 知 書

令和 年 月 日付けで再苦情申立てがあった件について、下記のとおり却下します。

記

1 苦情申立ての対象とされた業務（工事）名・箇所名

業務（工事）名 〇〇〇〇〇

業務（工事）箇所名 〇〇〇〇〇

2 却下理由